

1 委員の選任について

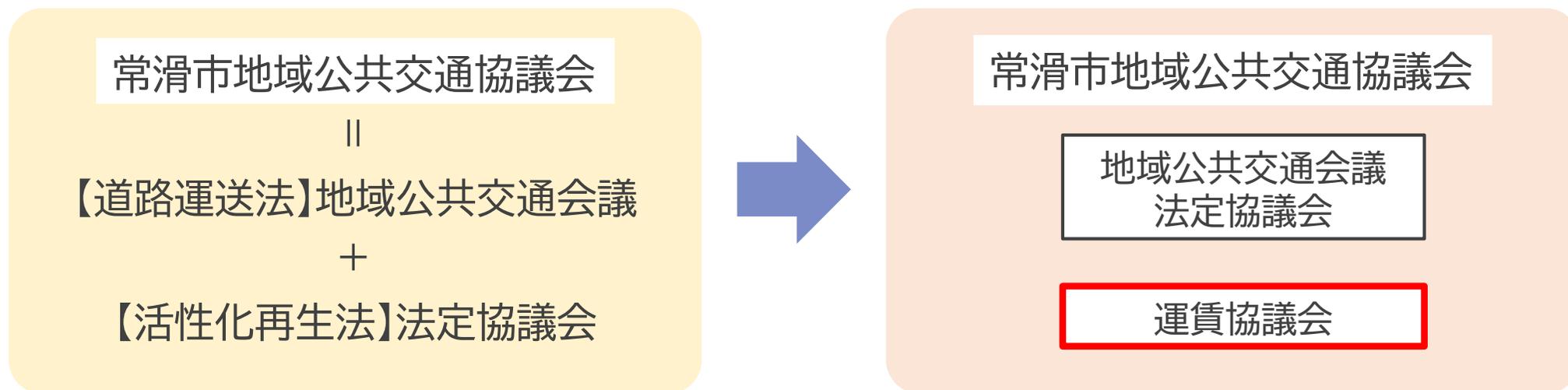
- 現在の委員の任期は2024年3月31日までです。
- 2024年4月からスタートする常滑市地域公共交通計画の計画期間のうち、前半2年間は計画に掲げている施策・取組の具体化やあり方検討などがあることから、計画策定に携わっていただいた**現在の委員に、引続き委員を務めていただきたい**と考えています。
- CHITA CATプロジェクト様については、イオンモール常滑～中部国際空港間のシャトルバス運行が終了しますが、イオンモール常滑が住民や観光客の移動が、多く交わる重要な施設であることから、4月からは**イオンモール常滑様として**委嘱したいと考えています。

2 市担当課の変更について(2024年4月)

- これまで、地域公共交通計画の策定を、総合計画やまちづくりと合わせて進めていく必要があったことから、企画部企画課(企画・行政改革チーム)に事務局を設置していました。
- 計画策定が完了し、4月から具体的に事業を推進する段階に移ることから、**市の担当部局を市民生活部市民協働課(交通・防犯チーム)に変更**します。
- あわせて、事務局長を企画部長から**市民生活部長に変更**します。
- なお、企画課では、引き続き自動運転の実証実験など、関係事業を実施してまいります。

3 運賃協議会の設置について(2024年度予定)

- 本協議会は、道路運送法の**地域公共交通会議**と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(活性化再生法)の**法定協議会**を兼ねた二法協議会として設置しています。
- 2023年10月の道路運送法改正により、一般乗合旅客自動車運送事業(いわゆる路線バス)の協議運賃については、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、**運賃などを定めようとする事業者のみが参加する協議の場**が必要になりました。
- 本市では、現時点で協議運賃の動きはありませんが、法改正に合わせて運賃協議会を設置する方向で事務を進めてまいります。



運賃協議会の設置イメージ

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者